

## 匝瑳市農業振興地域整備促進協議会議事録

平成28年1月28日(木)

14:00～14:25

市民ふれあいセンター 2階 第3会議室

(司会)

委員の皆様、お忙しい中御集まりいただきましてまことにありがとうございます。本日の進行については、産業振興課長の作佐部が行います。本日の出席者は協議会委員14名のうち13名で過半数を超えておりますので、匝瑳市農業振興地域整備促進協議会条例第6条第2項の規定により、協議会が成立したことをここに御報告いたします。

では開会に先立ちまして、昨年7月に農業委員会委員選挙があり、本日農業委員会から4名の委員をお迎えしておりますので、簡単に自己紹介をいただきたいと思えます。大木一夫委員からお願いします。

<委員から自己紹介がある。>

(司会)

ありがとうございました。

それでは協議会を開会いたします。議事に入る前に、昨年7月19日の農業委員会委員任期満了に伴い大木一夫前会長の協議会委員の期間も満了したため、現在会長が不在となっておりますので、匝瑳市農業振興地域整備促進協議会条例第5条第1項の規定により、委員の皆さまの互選により会長を選任いただきたいと思えます。

何かご意見はございますでしょうか。

(委員A)

大木一夫委員に引き続きお願いしたいと思えます。

<異議なしの声>

(司会)

A委員から大木一夫委員に引き続き会長をとのことでありますが、よろしいでしょうか。

<異議なしの声>

(司会)

それでは、新たに会長となられた大木会長に御挨拶をいただきます。

(新会長)

ただいま、会長に選任された大木でございます。就任にあたり、一言御挨拶申し上げます。皆さまご承知のとおり、この協議会は、匝瑳市における農業振興の基本的事

項である農業振興地域について審議する場であり、今後の匝瑳市農業の方向性を決める重要な責を担っています。本日会長に選任され、その重責もひしひしと感じている次第です。委員の皆様には、匝瑳市農業のさらなる発展のため、ご協力をお願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。

それでは議事に入ります。議長については、本協議会条例第6条第1項の規定により会長をお願いいたします。

(議長)

しばらくの間、議長を務めさせていただきます。それでは、議題に入らせていただきます。はじめに議題の匝瑳市農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更についての審議は、軽微変更となる用途変更2案件です。

案件番号順に、事務局からの説明が終了後、案件ごとに審議をしていきたいと存じます。それでは、案件毎の審議に入りたいと思います。

まず除外の案件番号1について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

用途変更案件1 水耕栽培施設について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの事務局の説明について、御意見等ありますか。

(委員B)

この場所は、何度か却下されているところではないですか。

(事務局)

この案件は、前回受付の昨年5月に軽微変更の変更願があり、昨年7月16日に取り下げがありました。今回新たに昨年11月に軽微変更の変更願があったものです。

(委員B)

今回認めるとなった場合は、検証する方法というのがありますか。

(事務局)

計画通りになっているか現場を確認し、注視していきます。

(委員B)

具体的にはどうするのですか。

(事務局)

現地確認を実施していきます。

(委員B)

具体的にどのようにするのですか。問題があったところであり、周囲の住民の一人としてかなり関心がある場所であり、事業着工後正規に使われているか検証する方法がないとまずいと思うので、その点を確認したいのです。

(議長)

B委員からの確認の方法を説明願います。

( 委員 C )

計画図面が出ていますか。

( 事務局 )

C 委員が言われたとおり、事業計画の附属書が出ております。建物等の位置も確認できます。申請が出ているものが入っているかどうか確認をします。

( 委員 B )

いつどのようにどんな形で確認をするのか説明してもらわないとわかりません。事業開始後、何か月経過したら一度確認する、その後何か月経過したら確認するなど検証する方法がないといけないと思うんです。

( 委員 A )

工程表がないのですか。

( 事務局 )

工程表は、まだありません。

( 委員 B )

事業開始後、必ず検証してくれるんですね。

( 事務局 )

検証いたします。

( 委員 C )

事業計画以外に使用された場合はどうなるのですか。

( 事務局 )

事業計画どおりにするよう指導します。

( 議長 )

それでは採決に移ります。本案件について、適当とされる方の挙手を願います。

< 挙手全員 >

( 議長 )

全委員挙手により本案件は承認されました。用途変更案件 2 について事務局の説明を求めます。

( 事務局 )

用途変更案件 2 飼料用米貯蔵及び飼料製造施設について説明いたします。

( 事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等 ) により案件説明する。

( 議長 )

ただいまの事務局の説明について、御意見等ありますか。

( 委員 C )

用地が筆の一部で後ろ側にするのはなぜですか。完成後は分筆線を入れますか。

( 事務局 )

一部の土地が、南北道路の用地となっています。南北道路の用地は計画地から外しています。分筆するかは、確認しておりません。

( 議長 )

写真で光っているものは何ですか。

(事務局)

水です。雨が降って間もなく撮影したためです。

(議長)

田であるので、建物は大丈夫ですか。

(事務局)

建築基準法に合致するものではありません。

(議長)

それでは採決に移ります。本案件について、適当とされる方の挙手を願います。

< 挙手全員 >

(議長)

全委員挙手により本案件は承認されました。以上で議題の審議を終了してよろしいでしょうか。

< 異議なしの声 >

(議長)

以上を持ちまして、全ての議題について審議を終了しました。本日の審議結果について、匝瑳市長へ答申することといたします。慎重審議、ありがとうございました。

(司会)

会長ありがとうございました。続きまして、その他についてですが、委員の皆様又は事務局より何かございますか。

(事務局)

今後のスケジュールを説明する。

(司会)

匝瑳市農業振興地域整備促進協議会の閉会をいたします。長時間にわたり、ありがとうございました。